

報道関係者各位

市川市 財政部長 金子 明

令和3年度一般会計補正予算（第9号）の専決処分について

新型コロナウイルスワクチン接種について、2回目接種を終えた医療従事者や、高齢者施設の入所者及び従事者、65歳以上の市民等に対する3回目接種にかかる経費が必要となったほか、市内中小法人等の事業継続を支援するための経費について補正予算を編成する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により10月28日付けにて専決処分を行いましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては直近の議会に報告し、承認を求めるものです。

☆歳出予算**1,189,191 千円****【歳出予算の内訳】****1. 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る経費****1,181,191 千円**

- ① 予防接種事業（新型コロナウイルス）
○3回目接種（令和4年3月分まで）

財源：国庫支出金及び諸収入

1,181,191 千円

【対象者】 医療従事者や高齢者施設の入所者及び従事者、65歳以上の市民等

【接種開始】 令和3年12月から（令和3年11月から接種券を順次発送予定）

【接種場所】 市内医療機関及び集団接種会場（第一庁舎・行徳支所等）

【内訳】

- ・医療従事者関連経費（執務医師報償金・委託料） 458,304 千円
- ・新型コロナウイルスワクチン接種体制整備費（委託料等） 678,398 千円
- ・その他関連経費（医薬材料費・通信運搬費・手数料） 44,489 千円

2. 新型コロナの影響を受け、売上げが減少している中小法人等の支援**8,000 千円**

- ② 中小法人等事業継続支援金給付事業

8,000 千円

【対象者】 市内中小法人等（個人事業者、NPO法人、社会福祉法人等を含む）

【給付額】 最大10万円（一律5万円/月（9月・10月））

【内訳】 ・中小法人等事業継続支援金 事務費（委託料） 8,000 千円

※中小法人等事業継続支援金（交付金）は7月で予算措置をした既定予算で対応

☆歳入予算**1,189,191 千円****【歳入予算の内訳】**

- 国庫支出金 1,152,129 千円
- 繰越金 8,000 千円
- 諸収入（新型コロナウイルスワクチン接種事業収入（市外居住者分）） 29,062 千円

【問い合わせ先】

①保健部	疾病予防課	課長 西倉 和弘	047-712-8564
②経済部	経済政策課	課長 宮内 徹	047-711-1140
財政部	財政課	課長 遠山 忠	047-712-8595

令和3年10月28日

報道関係者各位

保健部長 増田 浩子

令和3年度一般会計補正予算（第9号）における 新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備について

○事業目的

新型コロナウイルスワクチン接種において、国が示す追加接種（3回目接種）を実施するための体制整備を図るもので、令和3年度中に開始する医療従事者、高齢者施設入所者及び従事者、65歳以上の市民等の接種に係る費用を計上する。

○事業概要

（1）事業費

1,181,191千円【予防接種事業】
報償費：2,462千円、需用費：209千円
役務費：44,280千円、委託料：1,125,862千円
使用料及び賃借料：8,378千円

（2）接種開始 令和3年12月から

（3）対象者

2回目の接種完了から8か月以上経過した市民等
（医療従事者や高齢者施設の入所者及び従事者、65歳以上の市民等）

（4）実施内容など

- ・3回目接種用の接種券等の作成及び郵便料
- ・3回目接種のためのコールセンター運営費
- ・3回目接種のワクチン接種会場に係る経費
- ・3回目接種に係る接種費用
- ・その他、関連経費（医薬材料費） 等

〈問合せ先〉

保健部 保健センター疾病予防課長
西倉 和弘

TEL 047-712-8564

令和3年10月28日

報道関係者各位

市川市 経済部長 小塚 眞康

令和3年度一般会計補正予算（第9号）における 中小法人等事業継続支援金給付事業の対象月追加について

○事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものの、国の支援が十分に届いていない中小法人等に、令和3年4月から8月の各月の売上減少を対象として、市独自の中小法人等事業継続支援金を給付しております。

緊急事態宣言が9月末まで延長されたこと、その後、10月24日まで時短営業や外出自粛の要請がなされたことから、支援金の対象月を10月まで追加いたします。

○事業概要

（1）予算の内訳

委託料： 8,000千円

（2）給付額

最大10万円（対象期間：9月～10月：一律5万円/月）

対象者数を1,200事業者と想定

（3）給付対象者

- ・中小法人等（個人事業者、NPO法人、社会福祉法人等を含む）
- ・市内に本店又は主たる事業所を有する者
- ・令和3年9月から10月までの各月の売上が、前年又は前々年の同月比で20%以上50%未満減少している者
※申請月が国の月次支援金の対象とならない場合は、50%以上の売上減少でも給付対象となる場合があります。
- ・国の月次支援金の対象となっていない者
- ・千葉県感染拡大防止対策協力金（大規模施設等に対する協力金を含む）の対象となっていない者

（4）申請受付期間

令和3年12月1日（水）から令和4年1月31日（月）まで（予定）

（問合せ先）

経済部 経済政策課長 宮内 徹

TEL 047-711-1140